

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進
- 2 計画の進捗管理
- 3 各種計画との連携

Ⅰ 計画の推進

(1) 基本的な考え方

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・防災など、各機関との連携が欠かせないことから、関係機関や市民、地域の各種団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

本市は、『境港市地域福祉計画』など各種関連計画の推進と整合性を図りつつ、関係各課との横断的な連携体制を強化し、地域の実情に合った施策を企画、展開していきます。

(2) 情報発信

介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について市民の理解を深めるため、広報誌やパンフレット、ホームページなどを通じて、情報発信・広報活動を引き続き行っていきます。

(3) 計画推進のための環境整備

計画を確実に推進していくためには、各機関や関連団体との連携が重要です。地域のさまざまな問題、とりわけ福祉的な支えあいを課題として、市民が考え、行政と協働して地域の生活課題を解決していくために、社会福祉協議会などの団体とも連携を深め、人材の確保・育成を目指します。

また、既存の施設、人材・団体など、地域の社会資源を有効に活用するとともに、市民や企業からの協力を得るなど、「協働」を基本とした取組みにより、より効果的・効率的な計画推進を図り、持続可能性の高い地域活動の支援や福祉のまちづくりへの展開並びに、地域全体で福祉を支えていく仕組みづくりを目指します。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、本市が設置する「介護保険運営協議会」で行います。この協議会において、事業の進捗管理や次期計画の策定に向けた議論を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

「境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を総合的・効果的に策定するため、事業計画の策定年度には、保健・福祉・医療にかかる有識者などで構成された策定委員会を設置します。

(2) 境港市介護保険運営協議会

学識経験者や保健・福祉・医療関係者、介護保険事業者などにより構成される機関で、事業計画の進捗管理や評価のほか、包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るための協議を行います。

3 各種計画との連携

本計画は、本市におけるすべての高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

このため、まちづくり全体の方向を明らかにする「境港市まちづくり総合プラン(第10次境港市総合計画)」はもとより、各種関連計画との整合性を図り、関係各課との連携・調整体制を確保します。

特に、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「地域」、「協働」などを主眼として展開する各種施策や事業の相互連携や実施方法の調整に努めます。

また、次期計画策定に向けて、『境港市地域福祉計画』を中心に、関連計画間の構成や各種調査内容、計画書のあり方、事業展開の連携方法など、包括的に調整を進めていきます。